

# 田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金条例

制 定 令和2年2月26日 条例第1号

(設置)

第1条 田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場の更新事業並びに現有施設の大規模な整備及びこれに付随する業務に要する資金に充てるため、田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場の整備及びこれに付随する業務のための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。